事務事業評価シート

(平成25年度実施事業)

事務事業名	建築確認審查事務事業					ード	0786
所属コード	93000	課等名	果等名 建築指導課 1			審査係	
課長名	上柿 信	担当者	名 高橋 慎一		内線番	号	7226
評価分類	■一般□□	公の施設	□ 大規模公共事業		補助金	: [〕内部管理

(1) 概要

総合計画	施策の柱	快適な都市機能	快適な都市機能				
体系	施策	快適な居住環境の	快適な居住環境の実現				
	基本事業	良好な住宅地の認	秀導		コード	2	
予算費目名	一般会計	一般会計 8款5項4目建築指導事務(001-01)					
特記事項							
事業期間	□単年度 ■単年度繰返 □期間限定複数年度 開始年度 昭和 48 年度						
根拠法令等	建築基準法						

(2) 事務事業の概要

建築基準法に基づく建築物等の確認審査を行う事務事業

(3) この事務事業を開始したきっかけ(いつ頃どんな経緯で開始されたのか)

昭和48年当時の盛岡市は人口23万人で、建築基準法の「知事の同意により建築主事を置くことが出来る」規定に該当する市であったことから、岩手県知事の同意を得て建築主事を置き、昭和48年4月から建築確認事務を開始した。なお、現在の規定では「政令で指定する人口25万人以上の市」に建築主事の設置が義務付られている。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

昭和50年代(バブル期)をピークにして建築確認申請件数は減少傾向にある。しかしながら度重なる法改正や関係法令の改正などにより建築の基準は多様化、複雑化し、審査に要する時間、難易度は増大している。また、規制緩和の一環で建築確認業務が民間開放され、指定確認検査機関でも建築確認業務が可能となったほか、平成19年度からは一定規模の建築物で構造計算チェックにおいて構造判定機関の審査を要する等、度重なる法改正が行われた。さらに、法の適用規定の見直しや建築確認審査の迅速化のため、告示改正や運用改善など種々の改正が行われてきている。

(1) 対象(誰が,何が対象か)

建築物を建築しようとする人、建築物。

(2) 対象指標(対象の大きさを示す指標)

指標項目		23 年度	24 年度	25 年度	25 年度	26 年度
		実績	実績	計画	実績	見込み
A 確認申請件数	件	447	372	450	403	430
В						
С						

(3) 25 年度に実施した主な活動・手順

建築基準法に基づき確認申請を受付。建築関係法令の審査をし、必要に応じ訂正を求め、適合 したものに確認済証を交付した。

(4) 活動指標(事務事業の活動量を示す指標)

指標項目		23 年度	24 年度	25 年度	25 年度	26 年度
		実績	実績	計画	実績	目標値
A 確認申請件数	件	447	372	450	403	430
B 確認済証交付件数		432	380	450	389	430
С						

(5) 意図(対象をどのように変えるのか)

建築基準法の目的である"国民の生命、健康及び財産の保護を図り、公共の福祉の増進に資する"ことが本来の意図である。法に不適合のものに確認済証は交付せず、再検討、修正及び訂正を求めることとなるため、法適合状況等を指標とすることは建築確認では意味を持たない。「正確、公平かつ迅速に処理する」との観点から、処分に要する期間等を成果の指標と置き換える。

(6) 成果指標(意図の達成度を示す指標)

松梅 宿日	性格	単位	23 年度	24 年度	25 年度	25 年度	26 年度
指標項目	1生俗	平位	実績	実績	計画	実績	目標値
A 処分に要した期間・7日	口上げる						
	■下げる	目	9.11	9.51	7	8.45	7
	□維持						
B 処分に要した期間・35日	口上げる						
	■下げる	目	38.27	38.28	30	38.82	30
	□維持						
C 不備(当初の申請内容が法に抵触して	口上げる						
いるもの)の割合	■下げる	%	37.73	41.49	減少	34.23	減少
	□維持						

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	23 年度実績	24 年度実績	25 年度計画	25 年度実績
事業費	① E	千円	0	0	0	0
	②県	千円	0	0	0	0
	③地方債	千円	0	0	0	0
	④一般財源	千円	3,036	2,311	3,475	3,417
	⑤その他()	千円	0	0	0	0
	A 小計 ①~⑤	千円	3,036	2,311	3,475	3,417
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	11,216	11,646	10,033	10,101
	B 職員人件費 ⑥×4,000円	千円	44,864	46,584	40,132	40,404
計	トータルコスト A+B	千円	47,900	48,895	43,607	43,821
備考						

(1) 必要性評価 (評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要)

① 施策体系との整合性

法に基づいた正確な確認審査業務と設計者と共に建物の安全を考慮した建築確認は安全で快適な住環境に結びついている。

② 市の関与の妥当性

法定事務であり, 市の関与は妥当である。

③ 対象の妥当性

法定事務であるため対象の設定については現状のとおりである。

④ 廃止・休止の影響

法律に基づいた事務事業であり、廃止・休止することは出来ない。

(2) 有効性評価 (成果の向上余地)

成果の、処分に要した期間については、審査及び修正、訂正期間からなる。そのうち、修正及び訂正期間については申請者側への建築基準法等の周知などを図っていくことにより、より正確な申請図書が作成されていくことから、修正及び訂正期間が短縮され成果の向上となる。

(3) 公平性評価 (評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要)

確認申請手数料については市の条例で定められており、全国的にほぼ同一水準であることから 適正と思われる。

(4) 効率性評価

事業費の内容は「確認支援システムのリース料,負担金」「データ入力に係る臨時職員の手当」である。現段階では、管理、運営上において最善であり低コストな手段と考えている。また、経費は殆ど人件費であり時間外勤務を伴う処理対応を効率的に図れば削減可能と考える。

(1) 改革改善の方向性

近年、法改正が頻繁であるが効率化につながる改革改善案実行計画の推進を図るべきである。

(2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

確認申請者への建築基準法等の周知(資料配布,講習会実施)などを図り事業の効率化に取り 組んでいる。

(1) 今後の方向性

- 現状維持(従来どおりで特に改革改善をしない)
- □ 改革改善を行う(事業の統廃合・連携を含む)
- □ 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

本事業は、建築基準法に基づく確認審査であり、平成12年度から指定確認検査機関も業務開始している状況である。法改正が行われる毎に審査項目や提出書類などの増加により、1件に要する審査時間の増加が生じている。審査のスキル向上を図りながら、適正で迅速な審査を行うとともに審査日数の短縮に努める。